

会 議 録（概要）

会議の名称	第1回佐渡市高齢者等福祉保健審議会 兼第1回佐渡市地域密着型サービス運営委員会
開催日時	令和元年5月22日(水)18時30分～19時40分
場所	佐渡市役所3階大会議室
議題	(1) 評価項目及び審査基準について (2) 事業者からの説明と採点について (3) 市外地域密着型サービス事業所の指定について (4) 低所得者への介護保険料軽減措置について (5) 佐渡市特定施設待鶴荘の不正請求について
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	☒ 公開・非公開
出席者	委員：松山茂樹、橋本瑞江、大崎直樹、児玉信彦、坂野かつえ、 金子義弘、井野端司、小田隆晴、久文宏哲、石塚たつ子、 菊池博美、磯野三男、戸田憲子 事務局：岩崎高齢福祉課長、吉川高齢福祉課長補佐、出崎介護 保険係長、熊谷主任
会議資料	○ 事前配布資料 ・ 資料No.1 評価項目及び審査基準について ・ 資料No.2 地域密着型サービス事業者応募資料一式 ・ 資料No.3 市外地域密着型サービス事業所の指定について ・ 資料No.4 平成30年度第3回会議録 ○ 当日配布資料 ・ 資料No.5 第7期介護保険料 低所得者への保険料軽減 措置 ・ 資料No.6 佐渡市特定施設待鶴荘の不正請求について
傍聴人の数	なし
備考	

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
吉川課長補佐	ただいまから第1回佐渡市高齢者等福祉保健審議会兼佐渡市地域密着型サービス運営委員会を開催いたします。はじめに事前にお送りしました資料も併せてご確認をお願いします。 まず、本日の次第、事前配布資料No.1から資料No.4までと当日配布資料No.5, 6までが本日の資料となります。お手元に無い方がいましたら、挙手をお願いします。 本日、村川委員から欠席の連絡がありました。 はじめにA委員よりご挨拶をお願いします。
A委員	(あいさつ)
吉川課長補佐	次に事務局体制が少し変わりましたので自己紹介をします。 (岩崎課長、吉川課長補佐、出崎係長、熊谷主任がそれぞれあいさつ) それでは、議事に入ります。 議長につきましては、佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例第4条第3項の規定により、A委員から、議事進行をお願いします。 A委員よろしくをお願いします。
A委員	それでは、議事に入ります。 (1) 評価項目及び審査基準について 事務局から説明をお願いします。
熊谷主任	資料1をご覧ください。 平成31年1月25日から平成31年3月15日までの期間でグループホームと介護老人福祉施設で公募を実施しましたところ、グループホームで1つの法人から応募がありました。介護老人福祉施設については応募がありませんでした。 グループホームについて事業者の評価をしていただきたく今回お集まりいただきました。事業者からの説明を聞く前に、配点をまず決めていただきたいと考えております。 評価については、項目が決められておりますが、配点が決められていないため、応募者からの事業説明を受ける前に、各項目の配点を決めていただくことが必要となります。 事務局案が資料1のとおりです。法人の継続性や、資金面、人材確保面について重点におき、配点を大きくしたものとしました。この配点を変えたほうが良いなどのご意見を頂きたいです。 なお、採点は、各項目に書いてある点数を上限点とします。 運営する際に不安が残ると感じる場所がありましたら、減点し

	た点数をつけていただくことでお願いいたします。 合計点は、100 点となります。本日出席委員の皆様の採点結果の平均点が 70 点以上の場合に選定することになります。 事務局からは以上です。
A 委員	質疑応答にうつります。事務局からの案でございますが、それについて質問・意見をお願いします。 問題となっているのが、人材確保についてということですのでこの配点が高くなっております。 ご意見ございませんでしょうか。事務局案でよろしいでしょうか。 (意見・異議なし) それでは事務局からの案で配点が決まりました。 続きまして、(2) 事業者からの説明と採点について事務局よりお願いします。
熊谷主任	ここで、司会は会長から事務局へ移ります。それでは、法人からの提案説明に入ります。 資料 2 をご用意ください。 (ビジュアルビジョン 会場に入る。) 事業者からの説明時間は 15 分です。その後、質疑応答に移ります。 それではご挨拶から始めていただき、説明をよろしく願います。
株式会社ビジュアルビジョン	株式会社ビジュアルビジョンと申します。よろしくお願いします。
株式会社ビジュアルビジョン	株式会社ビジュアルビジョン けあビジョンホーム佐渡と申します。よろしくお願いします。
株式会社ビジュアルビジョン	では、説明させていただきます。私どもは佐渡市の基本理念である生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる佐渡に深く共感し、その一翼を担いたいと思い、本日参りました。私どもの事業運営理念・基本方針は、質の高いサービスを提供することにより、地域社会へ広くは人類に貢献することです。地域社会で介護を必要とされる方に、適切に介護サービスを提供することを使命としています。弊社は創業以来「ご利用者様に心から満足いただける介護サービスを通じて地域が幸せになる企業を目指します」を基本理念に、24 時間 365 日心ある介護を展開して参りました。私たちは、介護に対しての理念を親孝行ととらえています。親孝行の孝は、上は老いという意味、下は子ども。年をとると、親は子どもを愛おしく慈みます。その親が子を思う心と同じ思いで、親を大切にするという理念。今でこそ親がないがしろにされるという悲しい話を聞かありますが、戦前日本こそが親を大切に、それどころかご近所も

	大切にしてきました。その日本人の心をもって、ご利用者様一人ひとりと向き合います。また、子ども達の立場となれば、いつまでも親には自立していて欲しいと願うものであります。しかしながら、親の老いに直面する中で、また認知症という状況の中で、親が老いていくという厳しい現実を受入れること。しかも穏やかな心で見守っていくことは家族だからこそ難しいということに直面します。だからこそ私たち介護者はプロとしての心と技術をもって、ご利用者様に望むことができます。家庭に近いグループホームという環境の中で、専門性を持ちつつも、家族のようにご利用者様に寄り添うことで、介護の必要な高齢者の方々に安心してお暮らしいただき、そしてご家族に対しては適切なアドバイスをもって、真の親孝行のお手伝いをします。それが弊社の存在意義と考えています。 ご利用者様の普通の生活に寄り添う介護者として、それぞれのご利用者様にそれぞれに普通があり、その普通がすべて違うということ。そしてご利用者様の心身の状況を見極めながら、個別対応できる介護力、ご利用者様に対する声掛けは、愛情と礼儀を尽くし、細心の注意を払い、お一人お一人に対して耳元でお伺します。パーソナルハートケアを基に、ご利用者様が心地よく、その尊厳が守られ、生きることの喜びを持っていただけるよう、そしてその関わりをご家族がご覧になったときに、安心して親孝行できているなど実感していただける取組をします。このような姿勢で地域に貢献していくことで、生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる佐渡の一翼を担えることと確信をしています。 続きまして、本事業に当たらせていただくにあたる具体的な計画は申請資料のとおりですが、各方針をご説明します。 利用者様の人権、尊厳及び権利の保護に対する考え方の理念は、利用者本位視点に立ったサービスを提供することです。日常生活で、行うことの一つ一つが自立支援につながります。介護職員と共に調理・清掃・レクリエーションを合同で行います。散歩や買物など、外に出る機会を多く持ちます。お一人お一人の趣味・嗜好をアセスメントし、日々の生活に取り入れていきます。 非常災害時の対応は、万一、大地震や火災が発生した場合、初期避難と初期消火が大変重要です。消防と警察、地元自治会と事前に避難方法と救助方法を打合せします。防災自主点検表による避難経路確認、火元確認、年2回の避難訓練を行い、緊急時に備えます。また、2日分の備蓄食料と飲料水を保管し緊急時に備えます。 ヒヤリハットマニュアルの整備、事故を想定した対応策の検討と検証等をとおして意識を高めます。事故は、ご利用者様にとって痛
--	---

	みを伴います。法人スタッフも心に傷を残すことになります。大きな事故でも小さな事故でも変わらぬ姿勢で、その痛みを基として、そのような事態が起こらぬよう、常に危機意識をもって介護を行います。また、虐待を疑わせるサインを見逃さないよう定期的に虐待発生案件をスタッフに回覧し、一人ひとりの身体面と行動面の変化をより観察します。虐待防止マニュアルも整備し、勉強会で意識を高めていきます。 苦情処理体制について、苦情があった場合は、直ちに管理者が相手側との話し合いの機会を設け、詳しい内容をお伺します。同時に担当者からも聞き取ります。管理者は、その内容を本部に上げます。本社相談窓口にご相談を頂いた場合は、本部関係者とブロックマネージャー、管理者で情報共有します。苦情に対しては真摯な姿勢で対応を協議し、早期解決・改善を図ります。苦情内容は、該当事業所だけでなく介護部門全体で共有し、サービスの向上とご利用者様の満足度の向上に努めます。また、私どもの誓いの一つとして私たちは声にならない声に耳を傾けますというものがあります。声に出された苦情だけでなく、ご利用者様お一人お一人の気持ちに心を傾けることが大切と考えています。 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を策定しています。衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じ、感染症又は食中毒が発生しないよう利用者の安全確保を図ります。 地域密着サービスの観点から、地域の介護事業者と高齢者施設、地域包括支援センターとの連携・交流は非常に重要であると考えています。地域の中で孤立することなく、しっかりと地元に着した運営をします。また、私どもの基本理念に「ご利用者様に心から満足いただける介護サービスを通じて、地域が幸せになる企業を目指します」があります。関係機関へは開設前のご挨拶に伺います。自治会への入会のもとより、催しに積極的に参加します。ホームでのイベントに地域の方をご招待します。ご利用者様も地域住民の一員であることを実感できる運営をしていきます。 医療との連携については、既に計画書案を提出させていただいています。採択を頂いた後に、正式に契約させていただきます。緊急時に迅速に対応できることが重要です。24時間365日円滑な協力体制を確保するため、細部にわたり事前に協議します。 認知症に対する独自の考え方として、何事にも挑戦していただき、安全に失敗していただく認知症介護に取り組んでいきます。食器を落とす、掃除をしても汚れている等の心配は、認知症高齢者だけでなく、誰でもしてしまいます。食器を運んでいただくこと、掃除をお
--	---

	手伝いしていただくことに価値があると考えます。危険だからといって、スタッフがすべてやってしまっただけでは意味がないと考えます。失敗させない介護でなく、安全に失敗していただく介護を進めています。ご利用者様へのお一人お一人の対応としては、個々の状況を見極めながら、個々に適切な援助を取組みます。親孝行の実現を目指すとは、心が息子・娘以上の気持ちで挑みます。何より老いに向かい、認知症という病に向かい、ご利用者様の心の痛みに寄り添い、大切に介護します。一方でご利用者様にとって、本当の息子・娘以上にはなりませんが、介護のプロとして、心・知識・技術をもって家族の介護を支えていきます。親孝行の理念を軸とし、運営においては介護理念の実現を目指し、介護の基本について細部まで配慮し、基本を守り運営に取り組んでいきます。 スタッフの研修・育成について、オープニング前にオープニングスタッフのホーム長研修を実施します。また開設後は、朝礼での伝達、勉強会、ユニット会議、月次のホーム研修、年2回の全体研修を始め、必要性に応じ、随時会議・研修をしていきます。また社員は日報を上長だけでなく、全社員宛に送信します。これにより情報共有と一致団結につながります。180度評価会議、管理者立候補会議など人材育成の制度を備えています。従事している者として、良い社風の維持ができます。グループホームはチームで運営しています。各館の良い関係性が良いケアにつながります。噂話、陰口禁止を浸透させることで、チームとしての高い水準のケアを実現、更には退職防止を図ることで長く働くスタッフを増やしていきます。 以上様々申し上げましたが、最後に一言申し上げます。私どもは、生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる佐渡を理解し、感動し、我が事ととらえ、グループホームの整備に参画させていただきたいと考えています。地域の皆様とともに高齢者様のために尽くしていくことを、私達の実現すべき使命と考えています。弊社微力ではありますが、その一翼でも担うことができればと決意しています。是非採択をいただきたくよろしくお願いします。以上ご説明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。
熊谷主任	以上で説明は終了しました。質疑応答に入ります。気になったことや聞きたいことなど何でも結構ですので、挙手の上発言をお願いします。
B 委員	いくつか質問があります。 1 点目、昨年 9 月にけあビジョンホーム佐渡がオープンしました。けあビジョンホーム佐渡は地域密着型サービスの外部評価をまだ受けていませんね。法人全体で 22～23 か所ほどグループホームがあり

	ますが、他の地域でうけた結果の評価を情報共有しているか。その外部評価で特に勉強になったことがあれば教えていただきたい。 2点目、就業規則、諸規定の整備、労使協定の締結となっています。これは当然のことですが、それ以外にもブロックマネージャーにて構成される「トップチーム」において内部監査を受けとあります。その頻度はどれくらいですか。また実行性・効果的なのかを教えてください。 3点目、前回の提案のときもお聞きしましたが、収支シュミュレーションを見ますと、土地建物は、法人がもって、そこを賃借し運営することになっています。支出の項目としては、賃借料でなく委託料にあたるのか。 4点目、人材確保について、現在のけあビジョンホーム佐渡の職員の充足情報を教えて下さい。また、不足した場合、首都圏からの支援を受けられる体制か。 5点目、苦情を受け付けた場合のオープン性はどのようになっていますか。内部で処理を行い公開はしないか。 6点目、成年後見制度について、佐渡の場合、家族がいても制度を使っている方もいます。成年後見利用促進法もできたので、家族等に対して、成年後見制度のPRについてはどう考えていますか。 7点目、食器についてプラスチックを使っているとのことだが、利用者本位という法人の理念と相反するのではないか。
株式会社ビジュアルビジョン	1点目について、外部評価の状況は、グループホームの介護事業部というところで集約しているということです。身体拘束や委員会における内容の情報共有はしています。 2点目について、内部監査は1年に1回実施しています。 3点目の収支シュミュレーションは、私の勉強不足でお答えすることができません。 4点目の人材確保については、現状のけあビジョンホーム佐渡における職員は充足している状況です。今後のところでは、島内で働ける介護職の方や専門職の方は限られていますし、介護職の未経験者や資格を持っていない方を積極的に採用しています。(けあビジョンホームさど) 職員数は17名で、その内3名は未経験者、例えば観光業などから転職して勤務していただいています。また、今後万一人材が不足するという時には、埼玉のほうから人材を移動させて勤務させるということも選択肢の一つとして考えています。年間休日については、公休日105日と社員記念日という休日を年間3日を計画して取得するという形で行っています。 5点目の苦情については、今現在事業所の中のみで処理するとい

	う流れになっています。 6点目の成年後見制度については、島外にご家族がいる場合もあります。今けあビジョンホーム佐渡のご利用者様の中には、成年後見制度利用者がいません。他の佐渡市内のグループホームの中には、成年後見制度を利用している方がいます。 7点目の食器については、メラミン材質の割れにくい食器を使っている状況です。ご利用者様に食器洗いなどの日々の活動に参加していただき、1日のなかでも役割をもっていただきたいという考えを含めて今現在は陶器ではなく割れにくい食器を使っています。 一部お答えできない部分もございますが、以上となります。
C 委員	このような施設を利用されている方、高齢者ですので転倒し骨折し入院するということもあるかと思います。病院でリハビリを行って退院となるけれども、再度グループホームに戻りたいという場合、日常生活動作がどのくらいまで回復すればという基準はあるか。また、こういう方は再入所ができないという条件があったら教えて下さい。
株式会社ビジュアルビジョン	ご指摘のとおり、グループホームでも入所されている方で、転倒されて入院されている方が実際にいます。そういった方も、できるだけ早く退院されてグループホームでの生活をしていただきたいと考えています。例えば車椅子で生活しなければならなくなったとしても、再度グループホームでの生活をしていただけるように個別に判断をしています。再入居が難しいというものは、医療的な行為が日々必要な方というときは、介護員としての対応が難しくなりますので、ご相談させていただく形になります。
D 委員	食器について、ゆくゆくは陶器に変えるということはしませんか。
株式会社ビジュアルビジョン	現在はその予定はありません。
D 委員	徘徊者の場合は、受入が可能ですか。受入可能であれば、どういう支援をされますか。
株式会社ビジュアルビジョン	徘徊される方でも受入はしています。そういった方は、何か理由があって動かれますので、まず何故動かれるのかをよくお聞きして、例えば仕事があるから外にいかなきゃというような様々な理由があると思います。そういった場合に、ご本人が納得するまで一緒に外へ行くような支援をしています。
E 委員	1点目は、けあビジョンホーム佐渡が9月に開設しましたが、これまでどのような地域での活動や連携をしてきましたか。 2点目は、ヒヤリハットや事故報告の件数はどのくらいですか。 3点目は、インフルエンザや疥癬等感染症の発生事例がどのくら

	いありましたか。
株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョンホーム佐渡の地域の中での活動ということですが、運営推進会議でグループホームの動きを報告したり、地域のボランティアを受入れています。避難訓練などに参加させていただければと考えていますが、まだ予定を聞けていない状況です。予定が分かり次第、自治会長さんと連絡をとって参加していきたいと考えています。 ヒヤリハットは今までで100件以上、事故報告は30件以上でいるかと思えます。ヒヤリハットは、事故にならなかったものは何でも報告してもらうようにしています。例えばスプーンを出す人に箸を出してしまったとか、他の人の食事を食べようとしていたということを何でも上げてくださいとしています。事故報告書も転倒や転倒しそうになったということが主になっています。 感染症については、インフルエンザは当ホーム発症していません。疥癬はいませんが、水虫の方はいるため、他の人に移らないよう処置をしていますので、特に広がったというものは見受けられません。
F 委員	入浴時間について、職員体制から朝9時から夜7時までを考えていますとありますが、利用者の中には9時以降に入りたいという方もいると考えますが、そのような場合の対応はどうしますか。 けあビジョンホーム佐渡の時に、採用された方の中で看護師の免許を持っている方が3名いたと思いますが、今回の募集をした場合でも、看護師を持っている方でも介護職として雇用されるのでしょうか。
株式会社ビジュアルビジョン	入浴時間について、朝9時から夜7時までを基本としています。夜間のところは、遅番と夜勤の2人体制となっていますので、難しい場合もありますが、どうしても夜間に入浴したいという利用者がいましたら、職員の中で勤務時間を調節しあって対応したいと考えています。
F 委員	現状の高齢者を見ますと、どうしても夜間に入りたい人がいると思いますが、そういった方は現状昼間入浴しているのですか。
株式会社ビジュアルビジョン	現状、当ホームの利用者で夜入りたいという方がいらっしゃるなく、利用者に今お風呂に入りますかと希望を聞いて入浴していただいています。 看護師の部分ですが、看護師として働きたいということであれば看護師としても採用しますが、基本的には看護師の方でも介護士としても働ける方という条件として雇用しています。
F 委員	佐渡市は、看護師不足が深刻な状況です。グループホームで看護師を3名確保しているということに驚いています。他の施設が不足

	しているという事態であり、再度けあビジョンの施設に看護師を確保されると、ますます佐渡は厳しい状況になると感じています。
株式会社ビジュアルビジョン	ご意見ありがとうございます。
G 委員	地域、近隣住民の方に説明会をしたように見受けられますが、その時の意見はどのようなものがあったのか、教えてください。 けあビジョンホーム佐渡は、場所が畑・田に囲まれているところであり、今回のものは住宅地の真ん中ということもあり、状況がすこし違うのかと思います。今後の地域との関係性について、もっと密にしたほうがいいと思ってお聞きしました。
株式会社ビジュアルビジョン	ご指摘のとおり、地域との関わりを増やしていかないといけないとは考えています。事前の説明会については、まだできていない現状です。自治会長様へは、資料をお渡ししました。
G 委員	まだ住民説明は行われていないのですか。資料の 116 ページにあるものは違うのでしょうか。
株式会社ビジュアルビジョン	事前に自治会長様へ資料をお渡ししたままで、住民説明会はこれからです。
G 委員	回覧とかで周知しているとかでもないのですか。
株式会社ビジュアルビジョン	まだ、回覧にも至っていません。
H 委員	レインボー研修やその他の研修はどのように実施されますか。
株式会社ビジュアルビジョン	レインボー研修については、本社で行われている研修でして、現在佐渡の職員がでているものではありません。また、その他の職員研修については、月に 1 回グループホーム内で行っています。 開設前には、開設スタッフの研修もしています。社員対象の研修もありまして、これは代表取締役が来て会社の方針を伝えたりという形で実施しています。
熊谷主任	その他ありますでしょうか。 (挙手、発言なし) それでは、以上で質疑応答を終了します。説明者の方はありがとうございました。ご退室ください。 (説明者、退室) それでは、お配りしました採点用紙に記入をお願いします。採点が終わりましたら、挙手をお願いします。集計にはお時間をいただきますので、次の議事について進行をお願いします。
A 委員	集計中ですが、議題を先に進めます。 (3) 市外地域密着型サービス事業所の指定について事務局より説明をお願いします。

出崎係長	資料 3 をご覧下さい。 こちらは、佐渡市外にある地域密着型サービス事業所、例えば認知症対応型通所介護や定員 18 人以下の地域密着型通所介護などを佐渡市の方が使用するに当たって、事前に事業所が所在する市町村に指定しても良いか同意を得てから、佐渡市が指定をすることで、佐渡市の方が利用できる仕組みとなっています。 本来であれば、地域密着型の事業所を指定する場合、皆様にお集まり頂き、指定してもよいかおはかりするべきですが、急きょ集まることが困難な状況です。また、所在する市町村から既に指定を受けている事業所であるため、年度毎に指定があった実績を報告させていただいています。 平成 28 年度は 2 事業所ありましたが、平成 29 年度と平成 30 年度は市外の地域密着型事業所を指定することはありませんでした。以上、報告いたします。 裏面は参考程度の流れになりますので、時間のある時にご覧下さい。事務局からは以上です。
A 委員	事務局からの説明が終わりました。何か質問等ございますか。 (質疑なし。) では、次に進みます。 (4) 低所得者への介護保険料軽減措置について 事務局より説明をお願いします。
出崎係長	資料 5 をご覧ください。 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成 27 年 4 月から一部実施をしているところですが、今年の 10 月の消費税率 10% へ引き上げに合わせて更に軽減強化を行うものです。 平成 31 年 3 月 29 日付の専決処分により佐渡市介護保険条例の一部を改正しております。 具体的には、資料の表のとおりです。 対象者は平成 30 年度までは、第 1 段階の方のみの軽減でした。今年度からは非課税世帯が対象となり第 1 から第 3 段階まで拡大しています。 軽減後の基準については、今年度は 10 月から実施であるために第 1 段階は 0.375、第 2 段階は 0.625、第 3 段階は 0.725 となっています。なお、軽減分による公費負担率は国 2 分の 1、県 4 分の 1、市 4 分の 1 となります。

A 委員	事務局からの説明が終わりました。何か質問等ございますか。 (質疑なし。) それでは、集計結果が出ましたので事務局説明をお願いします。
熊谷主任	ただいまお配りした用紙をご覧ください。皆様の採点した合計点数が、1,026 点、今回出席いただいているの委員数が 13 人ですので、合計点の平均は 78.92 点で、70 点以上を超えています。以上となります。
A 委員	平均点が 70 点以上であれば、指定候補者として承認することになります。これでよろしいですね。 (異議なし。) それでは、審議会の審査では指定候補者となりました。続きまして、 (5) 佐渡市特定施設待鶴荘の不正請求について 事務局より説明をお願いします。
岩崎課長	この件でございますが、佐渡市が運営します養護老人ホーム待鶴荘内に設置しています、介護保険事業所「特定施設待鶴荘」において、昨年 12 月に新潟県の監査を受けた結果、介護報酬の不正請求を行っていたということが発覚しました。このことについては、利用者、ご家族の方はもとより、市民の皆様、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、また信頼を大きく裏切る行為であったことで深く反省をしている所存です。大変申し訳ありませんでした。今後につきましては、しっかりと検証し再発防止に向けた取り組みをしていかなければならないと感じています。本日については、委員の皆様にお時間をいただき、この事案の詳細等をご報告、ご説明したいと考えております。よろしくをお願いします。
出崎係長	それでは資料 6 をご覧ください。 図 1 は、待鶴荘のサービス利用のしくみについてです。 1 つの施設内に左から、老人福祉法に規定する「養護老人ホーム」、介護保険法に規定する「佐渡市特定施設待鶴荘」及び「佐渡市待鶴荘訪問介護事業」の 3 つの事業を運営しております。 養護老人ホームの入所者のうち、介護サービス・介護予防サービスの利用が必要な方が、中央ピンク色の「佐渡市特定施設待鶴荘」と契約することでケアプランが作成されます。その後右側の矢印の訪問介護・訪問入浴介護・通所介護等の介護サービスを利用します。 この場合、「佐渡市特定施設待鶴荘」と右側の介護事業者は、委託、受託関係であり、介護報酬および利用者負担金は一括して、中央ピンクの「佐渡市特定施設待鶴荘」が請求、受領することになります。 今回の事案は平成 30 年 12 月 6 日の新潟県担当課による監査によ

	り判明しました。内容としましては、特定施設入居者生活介護として、介護保険サービスが必要な入居者に提供する、「佐渡市訪問介護事業所」において、本来有資格者が提供する訪問介護サービスを無資格者が提供したにも関わらず、有資格者が提供したかのように記録を書き換えなど、本来、請求できない介護報酬及び利用者負担金を請求していました。 これにより平成 31 年 4 月 12 日に新潟県知事から佐渡市特定施設待鶴荘の行政処分を受けました。 内容としましては、指定の一部効力停止「新規入居者に対する介護報酬請求停止 3 か月」期間は平成 31 年 4 月 26 日から平成 31 年 7 月 25 日までとなっています。 また、市としては訪問介護事業所に対して、指定の一部効力停止「新規利用者の受け入れ停止 3 か月」の処分を行っています。 図 2 については、介護報酬等の返還等です。 介護保険法第 22 条 3 項の規定に基づき、「佐渡市特定施設待鶴荘」から市への介護報酬返還・加算金および自主返納金。また利用者負担の返還金等になります。予算等については、4 月の臨時議会に提出しております。 以上今回は経過説明をさせていただきました。今後も経過及び検証結果等報告をさせていただきます。
A 委員	事務局からの説明が終わりました。何か質問等ございますか。
I 委員	資格のない人だけで、こんな件数になりますか。
吉川課長補佐	資格のない人が提供した場合は、本来その資格のない人が記録を書かなければいけませんが、そうした場合に介護報酬を請求できないため、資格のない人が提供して、資格のある人の名前で記録を書いたということが 1 つです。 もう一つは、養護老人ホーム等の事業所が 3 つあります。この養護老人ホームの職員は、訪問介護の事業ができません。しかし、この養護老人ホームの職員がやったことも、訪問介護の人が提供したように記録していたということで、要は請求できるように記録を書き換えていたため、かなりの件数になりました。無資格ばかりの返還ではありません。
I 委員	当初は、それぞれの施設基準に合うように指定を取ったはずなのに、それぞれの施設基準から外れるようになってしまったということは問題ですが、今までの違反ですがやって、こられたという実情のなかで、今後きっちりすることでやっていけるのかということが心配です。
吉川課長補佐	訪問介護事業所が今回事件の根本原因のあったところになります

	が、この訪問介護事業所の職員も、その他の養護老人ホームの職員等と同じ事務室に居ました。ほとんどの職員が、養護の職員であり、特定施設の職員であり、訪問介護の職員である兼務がされていました。そういう中で、自分が今やっている仕事は何の事業所に属する仕事なのかわからないまま、1つの施設として提供している状態でした。 4月1日以降は、訪問介護事業所を2階の事務室に、それ以外の事業所を1階の事務室に分けて運営しています。分業がはっきりしたことで、仕事が明確になったのですが、職員が足りなくなってきたというのが現実です。
I 委員	今までは、例えば倒れている人がいたら、それを見つけた職員が助けてあげていたのが、それが難しくなったということが懸念され、非常に残念です。
吉川課長補佐	今現在は、事業所が明確に分かれたので改善はしていますが、人員が不足気味であることが懸念されるため、事業所に確認しながら、今後職員が足りなければ補充するという対応はしていかなければなりません。 3ヶ月間の業務停止について、4月26日から7月25日までは新規の養護老人ホームとしての受入はできますが、待鶴荘からの介護サービスが提供できないという状態となっています。そういった方が出た場合については、外部の居宅介護支援事業者を依頼して、待鶴荘以外の居宅サービス事業者を利用しながら生活ができます。 養護老人ホームと介護保険事業所については、佐渡市の介護保険事業計画にも載っていますし、介護報酬についても待鶴荘の分が含まれた計画となっています。今回の返還金が生じたことによってその計画を変更する必要はないことを報告します。
A 委員	以上で本日の議題は全て終了しました。進行を事務局へお返しします。
吉川課長補佐	事務局からいくつかあります。 資料6をご覧ください。前回議事録です。 2点目は、次回開催予定は7月下旬を予定しております。日程が決まりましたら通知しますのでよろしくお願いいたします。